

10
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
記録

昭和十四年九月二十日第三種郵便物登録
昭和十四年八月十一日發行（毎月一日、十一日、廿一日發行）

臺灣總督府臨時情報部報

部

報

☆ 昭和十四年臨時國勢調查に就て

總督官房企畫部

☆ 國家總動員法第六條の解說

殖產局商工課

☆ 經濟警察と物價取締

臺北州臨時情報部

☆ グライダーと航空

遞信部航空課

◆旬間日誌 ◆行政官一覽表

八月中旬號

(第七十號)

操體オチラる上は位體



露を踏み、爽かな朝風をうけて全臺灣ラチオ體操會は八月一日から十日迄全島一齊に開かれた。もりくと伸び上がるつてゆく健康美、朗かな朝の行事は人々の一日を清新にした。健康の喜びと感謝、國民としての責務を果たす最も重大な第一步であり、體位向上にラチオ體操の寄與する所は又大である。

七月三十日(日)
○前川、田原、塙本、井上の四代議士
島内各地で全國排英運動の報告をなす

七月三十一日(月)
○臺電より總督府に二十萬圓寄附
臺北學部長更迭
臺北學部長更迭
農林・商工通路委員會正式決定す
▼日英第六次本會談開催
▼達濠島竝況縣に治安維持會成立さ。

八月一日(火)
△秋父宮殿下大佐に、朝香、東久邇兩

澤州を急襲す
八月三日(木)
△李王根殿下征野より輝く御歸還、近衛步兵第二旅團長に御榮賜遊ばざる

○臺北州調查委員會を組織し本島人の服裝改善に乘出す
合から軍人援護會へ五千圓寄附
▼ジ
ブルタルの軍事施設強化に英當局狂奔す

八月四日(金)
○臺北州臨時州會開催 家屋稅附加稅を附議
○從貢鐵道海岸線淡文湖興附近の修事突發す

八月五日(土)
○檳榔事實四十周年記念式典舉行さる
▼米國議會で政府側大敗北 無期休會となる
△トルコ政府各國駐劄公使の大更迭を斷行す

八月六日(日)

△全國尋常六年の遺兒千三百二

十四名堵國神社々頭で感激の父子

皇后陛下よりの御莫子傳達式、軍

人授證會總裁朝香宮殿下有難き御

はる

八月二日(水)

▼大戰勃發記念日に緊張する獨逸國軍

三軍總司令が特別訓示を發表
▼海鷺

時國勢調査開始
△伊國軍事大演習行

八月九日(水)

▼汪精衛放送、愛國の至情を吐露

し和平救國の道を指示す

各國外交關係に通告す

外國は印▼ 内國は印△ 内島は印○

旬間日誌

澤州を急襲す
八月三日(木)
△李王根殿下征野より輝く御歸還、近衛步兵第二旅團長に御榮賜遊ばざる

○臺北州調查委員會を組織し本島人の服裝改善に乘出す
合から軍人援護會へ五千圓寄附
▼ジ
ブルタルの軍事施設強化に英當局狂奔す

八月四日(金)
○臺北州臨時州會開催 家屋稅附加稅を附議
○從貢鐵道海岸線淡文湖興附近の修事突發す

八月五日(土)
○檳榔事實四十周年記念式典舉行さる
▼米國議會で政府側大敗北 無期休會となる
△トルコ政府各國駐劄公使の大更迭を斷行す

八月六日(日)

△全國尋常六年の遺兒千三百二

十四名堵國神社々頭で感激の父子

皇后陛下よりの御莫子傳達式、軍

人授證會總裁朝香宮殿下有難き御

はる

八月二日(水)

▼大戰勃發記念日に緊張する獨逸國軍

三軍總司令が特別訓示を發表
▼海鷺

時國勢調査開始
△伊國軍事大演習行

八月九日(水)

▼汪精衛放送、愛國の至情を吐露

し和平救國の道を指示す

各國外交關係に通告す

外國は印▼ 内國は印△ 内島は印○

昭和十四年臨時國勢調査に就て

總督官房企畫部

〔本稿は八月九日本企畫部長の臺北放送局からの講演内容である〕

本年臨時國勢調査は帝國の全領域に亘り八月一日から實施せられて居るのであります。申す迄もなく今回の調査は臨時特別のものでありまして五年毎に行はれる人口に関する國勢調査とは全く其の趣旨を異にし、國民の消費事情を明かにするのが目的であります。即ち國民の日常生活上必要とする物資が本年八月一日前一年間に何程消費せられたかの實状及生産の状況は如何であるか、並に之等物資の地方的分布の實状が如何様になつて居るかに付て調査するのであります。物品を販賣する方面からの調査と致しましては小賣商、卸商並に物品販賣の仲介業者又は物品の販賣をする組合等に就て主なる生活必需品即ち飲食料品、被服類、身の廻り品、家具什器、燃料、華品及其他衛生用品、化粧品、紙類文房具、雑誌新聞、運動用具、玩具、趣味娛樂品の各種の分類に屬する個々の物品に付て調査するのでありますが、此等商店の店舗、販賣所、營業所に國勢調査の申告書用紙を配付し之に調査事項を書き入れ申告して貰ふことになつて居ります。

申告して頂く事項は其の商店、會社、組合の名稱又本店であるか支店であるかの別、開業の年、月、日又其營業が個人の經營であるか、或は會社組合等の經營であるか、營業又は事業の種類例へば菓子商、履物商、精米商、果物商、雜貨商等を區別して記入することになつて居ります。又其の店舗が小賣店であるか、卸賣店或

は卸小賣店兩方を兼て居るか、百貨店、貿易商等であるかを記入し更に營業又は事業に從事して居る從業者を經營者(主人)、從業家族、使用人の各別に、男女別、數へ年に依る年齢及教育の程度を記入するのであります。

尙其の店舗、會社、組合等の本年八月一日前一年間の賣上總金額を小賣、卸賣に區別して記入申告し、此の外に前に述べた物品中より重要視し得る物を特に指定して八月一日現在の手持數量をも併せて申告するのであります。

次に消費方面に付きましては旅館、料理店、飲食店其の他宿泊所等之に準するものに就て其の名稱、本店支店の別、開業の年月、個人、會社、組合等の別、營業の種類、從業者等前に述べた物品販賣業者の場合に倣ひ記入するのであります。尙本年八月一日前一年間に於ける卸賣業者又は生産業者から買入れた穀類、豆類、野菜、果物、魚介、肉類、調味料等の數量及金額を記入申告するのであります。それから當時五十人以上の職工を使用する工場、當時二十人以上の寄宿人を收容する寄宿舍若は之に準するもの、患者十人以上の收容設備を有する病院、其の外本島沿海、港灣内に就航して運輸に從事する船舶に就て其の名稱を申告するの外に旅館、料理店、飲食店の場合と同様購入物品に付て申告するのであります。

以上述べましたのは一般的調査に付てでありますが此の外に標本的調査をも行ふことになつて居ります。この標本的調査と申しますのは市川、街庄長が指定した農業又は飲食料品製造業を營むもの、物品販賣業を營む

もの及建築業を営むものゝ四者に就て、各々申告書用紙を用ひ特別なる調査を行ふのであります。即ち農業に指定されたものは事業の種類を自作、小作、自作兼小作の別に分ち現在の状況に基き耕作面積を何甲何分と正確に記入し此の外に本年八月一日前一年間に於ける生産高を穀類、豆類及其れ以外の農產品に付て個々に記入し申告するのであります。更に又之等指定された申告者の方は自家で生産した物品を一年間に自家用として消費した場合には其の高をも記入申告することになつて居ります。

次に飲食料品製造業に指定された申告者例へば、「サイダー製造業」、「菓子製造業」、「ハム製造業」等では其の事業の種類、従業者數即ち經營者、従業家族、使用人の數の外に本年八月一日前一年間に於ける穀類、豆類、魚介、肉、乳の製品、調味料、飲料、嗜好品、菓子、パン類等の生産高及自家で生産した上記の物品を一年間に於て自家用に消費した場合には其の高を個々の物品に付き記入申告するのであります。

それから標本調査に指定された物品販賣業の申告者は其の名稱と營業の種類例へば吳服商、洋雜貨商等經營者、從業者數の外に八月一日前一年間に於ける販賣商品即ち物品販賣業の所で述べた指定物品を自家用に使用した場合は其の高を夫々記入申告することは他の標本調査と同様であります。但し指定物品の賣上高に付ては既に物品販賣業として一般的調査に依つて記入されて居るのでありますから此處では再び記入申告することを要しないのであります。

建築業に指定された申告者の方は本年八月一日前一年間に於て落成した住宅の新築増築の建坪數を木造平家、二階、三階と區別し又以外の平家、二階、三階と區別して記入する外、其の住宅の新築増築の爲に使用した建築材料例へば木材、鐵材、銅板、ブリキ板、釘、金具、燈、建具等各種の物品毎に其の使用高を記入申告する事となつて居るのであります。

而して一般的調査の申告書は八月十日迄に標本的調査の申告書は八月二十五日迄に之を作成し提出することになつて居りますので調査員が集めに來たとき直ぐに提出出来得る様準備して置いて頂きたいのであります。申告書用紙が配付洩れとなつて右の用紙を受取つて居らない方は八月十日後であつても調査員が申告書を集めて居る間に於ては(青色花形のマークを附けた調査員)が又は市役所、街庄役場に其の旨申出で直ちに申告書を作つて申告して戴きたいのであります。而して如斯く洩れない様に注意しなければなりません。

以上調査の概要を述べたのであります。が本年取急ぎ此の様な調査を實施することになりましたのは申す迄もなく國家總動員實行上の必要に基くのであります。即ち物資の配給、物價調節、生産力の擴充、勞務の需給調整、貿易の振興等を適正に實行する爲の基礎資料を蒐集するのでありまして我國現下の情勢上緊急缺く可からざるものであります。此の故に政府に於きましては從來の人口的の國勢調査に關する法律を改正迄して今回の臨時國勢調査を行ふに至つたのであります。從つて今回の調査は實に戰時經濟の基礎的資料の一つであると謂ふことが出来るのであります。又調査員の方は御苦勞であります。が調査の實際に當り申告義務者から記入方等に關して質問を受けた場合は懇切に之を指示し正しい記入を爲さしむる様努力せられたいのであります。正確なる資料が得らるゝことを要望致します。若し此種調査が著しく正確を缺く様なことがあります。それを基礎にして各種の計畫を進めるとして大なる蹉跌を來すことがあります。調査に信を置くことが出來ない場合は殆んど凡ての計畫は無駄になります。著しく不正確な調査は寧ろ無い方が可なりと云ふことが出來ます。之等の點充分御留意の許に全島民一般の御理解と御協力とに依つて良好なる成果を納むることを祈つて止まない次第であります。

國家總動員法第六條の解説

—雇入制限令、就業時間制限令、賃銀統制令—

殖産局商工課

國家總動員法第六條の規定に基く從業者雇入制限令、工場就業時間制限令及賃銀統制令は去る三月末日公布せられたが愈々、七月二十九日附を以て夫々施行規則の公布を見何れも八月一日より本島に施行せられることとなつた。

惟ふに東亞新秩序の建設といふ時局に對處して生産力の擴充強化を圖るが爲には勞資渾然一體となり、產業報國の實を擧ぐること最も緊要なることは言ふ迄も無いことである。然るに近時生産力擴充計畫の遂行に伴ひ勞務者は異常に不足し爲に労働者の引抜、爭奪は激化すると共に、労働賃金は次第に不統制且混亂を來し又一面就業時間を不合理に延長する等、労働條件は次第に異狀を呈

し來つてゐる。斯る狀態の繼續は總動員目的達成上甚だしき障礙を與ふることは言ふ迄もなく、隨て時局下に於て軍需を充足し生産力の擴充を完からしむる爲には無統制なる労務者の移動を制限して勞務の適正なる配置を行ひ慮すると共に、物價統制とも關聯して貨金の統制を行ひ其の恒常性を維持するを要するのみならず、更に又就業時間を制限し一層労働力の維持培養を圖ることは極めて肝要なことでなければならぬ。

今回國家總動員法に基き前述の如き諸法令の公布せられたる所以も茲にあるのである。

次に此等の諸法令の概要を説明して参考に供し度い。

一 従業者雇入制限

(一) 制限の對象となる從業者の範囲(勅令第一條)

1、年齢十六年以上五十年未満の男子で引續き三月以上他人に雇用せられ臺灣總督の指定する職業に從事するもの(即ち現職者であるが指定職業は國民職業能力申告令の臺灣總督の指定した職業の一部で九十種類である尙告示参照)

2、年齢十六年以上五十年未満の男子で引續き三月以上他人に雇用せられて指定職業に從事し勅令施行後其の雇用を終了し且其の雇用を終了した日より臺灣總督の指定する學校卒業者に在つては一年、其の他の者に在つては六月を経過しないもの(即ち前歴者であるが尙指定の學校卒業者に付ては告示参照)

以上は從業者雇入制限の對象となる從業者の範囲であるが、尙勅令には工場事業場技能者養成令に基く養成工に就て規定されて居るが、本島に於ては目下の處之れを除外することとしたのである。

(二) 制限の態様(勅令第二條)

工場事業場に於て當該從業者を使用する場合は如何なる職業に從事せしめる場合にも、工場事業以外の場所で使用する場合は當該從業者を指定職業に從事せめる場合にのみ夫々本島に於ては市尹又は郡守(澎湖廳では廳長以下之と同様)内地に於ては職業紹介所長の認可を要するのである。

認可を爲す市尹、郡守は雇入れようとする從業者が現在就業し又は從前就業してゐた地の所轄市尹、郡守であつて從業者を使用しようとする工場、事業場等の所在地所轄の市尹、郡守ではない。

尙本令に依つて制限の對象となつてゐる從業者を雇入れようとする場合でも其の從業者の現在又は從前使用者に異議の無い場合は施行規則第一條但書の規定に依つて認可を要しないが、然し乍ら雇入れた場合は從前の使用者の異議なき旨の書面を添附して報告しなければならぬ(施行規則第三條)

本令は國又は州廳に於て雇入れようとする場合には適用なく市街庄其の他之に準する公共團體に於て吏員

として従業者を採用する場合には認可を要するのである。

(三) 認可申請の手續

従業者雇入の認可申請は従業者を使用せんとする工場、事業場又は事務所の所在地の所轄市尹、郡守を経由して提出するを要するのである、而して従業者を使用せんとする工場、事業場又は事務所が臺灣以外の地に在るときは其の従業者を使用せんとする工場、事業場又は事務所の所轄市尹、郡守を経由することとは出来ないから、雇入れようとする従業者の現在地の所轄市尹、郡守を経由して提出するを要するのである（規則第二條）。

(四) 認可の取消

認可の申請に付き不正又は虚偽の事實ありと認められた場合は一旦與へた認可を取消すことがある。

(五) 報告、臨検、検査

従業者雇入の認可を受けて従業者を雇入れた場合及従前の使用者に異議がなく雇入の認可を受けないで従

(二) 就業時間制限の態様

イ、工業主は職工を一日に付十二時間を超えて就業せしめることは出来ない（勅令第三條）。

ロ、工業主は職工に對し毎月少くとも二回の休日を設けると共に一日の就業時間が六時間を超えるときは少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少くとも一時間の休憩時間を就業時間中に於て設くることを要するのである（勅令第四條）。

以上は就業時間制限の態様であるが之に對しては次の如き除外例がある。
イ、職工を二組以上に分ち交替に就業せしむる爲又は業務の性質上特に必要ある場合（施行規則第一條参照）には豫め州知事又は廳長に届出で就業時間を延長し得る。

ロ、已むを得ない事由に因つて臨時に必要ある場合には工業主は州知事又は廳長の許可を受け期間を限つて就業せしめ又は休日を廢することが出来る。尙災害事故等に因り緊急の處置を必要とする様な場合

(二) (施行規則第四條)には許可を要しない

ハ、臨時必要ある場合には其の都度州知事又は廳長に届出で一月に付七日を超へない期間就業時間を二時間以内延長し得る。

右の許可の申請其の他届出でに付ては一定の事項を記載して（施行規則参照）申請又は届出をしなければならぬ。

尙本令は國の事業には適用されない。

（三） 報告、臨検、検査

臺灣總督又は州知事若は廳長は工業主より報告を徵し或は當該官吏をして工場、事務所其の他の場所に臨検せしむることがある。

(四) 罰則

罰則に付ては従業者雇入制限令の場合と同様である。

三 貨金統制

(一) 統制の対象となる事業の範囲

業者を雇入れた場合には雇主は従業者を雇入れた月の翌月末迄に従業者を使用する工場、事業場又は事務所の所在地の所轄市尹、郡守に其の旨一定の様式に依り報告を要す。

其の他市尹、郡守は關係人より報告を徵し或は當該官吏をして工場、事業場又は事務所に臨検せしめることがある。

イ、常時十人以上の労働者を使用する工場で臺灣總督の指定する事業（工場就業時間制限に於ける適用事業と同じ）を営むもの

ロ、臺灣礦業規則の適用を受ける事業
ハ、其の他臺灣總督の指定する事業

(二) 賃金の範囲

本令に於て賃金とは労働者が勞務の對價として事業主より常時又は定期に受けれる給與其の他の利益であるが左の場合を除外する。

イ、三月を超ゆる期間毎に支給する賞與又は手當
ロ、通勤手當

ハ、住居に関する利益又は住宅料で賃金の額の決定に影響のないもの

尙賃金の全部又は一部が金錢以外の給與其の他の利益である場合には其の價額は州知事又は廳長が時價に依つて算定することとなつてゐる。

(三) 賃金統制の態様

イ、賃金規則の作成

當時五十人以上の労働者を使用する工場又は事業場の事業主は賃金規則（規則に定むる事項に付ては施行規則第二條参照）を作成し州知事又は廳長（臺灣

礦業規則の適用を受ける事業に付ては臺灣總督以下同様）に届出でねばならぬ。之を變更したときも同様である。

尙州知事又は廳長に於て不適當と認めた場合は賃金規則の變更を命ずることがある。

ロ、未經驗労働者の初給賃金決定
臺灣總督又は州知事若は廳長は未經驗労働者（範囲に付ては施行規則第三條参照）の初給賃金の最高最低額を決定することとなつてゐる。從て事業主が未經驗労働者を雇入れた場合は雇入れた日より三月は（施行規則第五條参照）この初給賃金に準據しなければならぬ。但し特に定めた場合（この範囲は施行規則第三條参照）には右の初給賃金に依らないことを得る。

ハ、變更命令
尙州知事又は廳長は労働者に支拂はれた賃金の額又は其の支給方法が著しく不適當であると認めた場合には事業主に對して變更を命ずることがある。

(四) 報告、臨檢、検査

臺灣總督又は州知事若は廳長は賃金の統制に關して事業主より報告を徵し又は當該官吏をして工場、事業場、事務所等に臨檢せしめ得ること他の二法令の場合と同様である。

尙本令は國又は州、廳の事業には適用されない。

(五) 罰則
罰則に付ては前記二法令の場合と同様である。

尙本令は國又は州、廳の事業には適用されない。

常時五十人以上の労働者を使用する事業主は所定の様式に依り毎月二十日迄に前月（賃金締切日前一月間）に於ける労働者の賃金に付て州知事又は廳長に届出ねばならぬ、但し此の届出は十月一日より實施することとなつてゐる。

右は統制の態様であるが（一）（ハ）の事業の指定（三）（イ）の賃金規則の變更命令、同じく（ロ）の初給賃金の決定並に（ハ）の賃金の額又は其の支給方法に對する變更命令は何れも別に定めらるゝ賃金委員會に諮詢して爲すこととなつてゐる。

☆ 介紹 聖旨を拜して臺灣 島民の奮起を望む

總督府情報部刊行

本冊子は本年六月二十八日古山高等法院檢察官長の總督府情報部主催に係る特別放送に於ける講演内容を叢めたものであり、國を擧げて興亞の歴史的偉業達成に邁進するの秋、益々内臺一如の實をあぐべく事變下國民精神作興資料として本書を刊行した次第である。既に各方面に頒布したが殘部少々あり、希望の向は總督府内情報部第一宣傳係に問合せられたし。

經濟警察と物價取締 (上)

一一

臺北州臨時情報部

現下に於ける我等國民の最大の關心事は、今次の聖戰の目的を如何にしたならば貫徹し得るかと謂ふ事に在ります。戰線に在る將兵の勇戦奮闘に期待すべきは固より論無き處であります。一般國民も銃後に於て堅忍持久、戰線に在る將兵をして、後顧の憂無からしめる事を期せねばならぬのであります。銃後の任務として最も重んず可きは國の經濟力を確保する事であります。

事變以來漸次強化されて參りました經濟統制は、實に其の經濟力の確保を究極的目的とするものに外ならぬであります。當局に於ても經濟統制に関する諸法令が相次で公布實施されるに至りましたので、之等の質実を確保し運營の圓滑を圖ると共に治安維持の完璧を期せねばならぬ事態に立至つたのであります。

然し乍ら斯様な範圍の廣い、且つ強力な統制は我國で

も未曾有の事でありますし、從來の如き國民の心構と訓練とを以てしては此の種重要法令の遵守實行には容易ならぬ困難が相象される許りでなく、此の重大なる任務を完全に遂行するには從來の機構を以てしては到底即應出來ない。其れ許りでなく、業者に對し適宜教育指導の任に當らなければならぬ。即ち經濟統制法規の實施を確保して、銃後國民をして經濟戦に協力せしめなければならぬ、斯様な任務を帯びて、斯事態に對應して誕生したのが經濟警察であります。

然し乍ら經濟警察の現在の機能の現れから見ますと、其れは「事變下に於ける統制諸法令の實施確保」であります。其の實相を知るには本制度の背景をなすところの最近數年來の國際社會情勢であるとか、之に伴ふ經濟統制の沿革と言ふ様なものを見逃してはならない、經濟

警察制度が生れて將に一年に垂んとする今日、其の間業者の時局認識に全力を傾注して參つた現在に於てすら、業者との座談懇談の際に、「何時になつたら今日の經濟統制は自由經濟に引き戻されるだらうか」「事變さへ終焉すれば再び以前の様な經濟的平時常態に歸るものだらうか」と言ふ様な質問を受けるのであります。

業者としては物を一つ製造するにも、使用するにも、又販賣するにも色々な規則やお互の協定等に制限され、從來の利幅は狭められ、商賣のウマ味を失ひ、さらながら手枯足枯を架けられた様な感じがする様になりましたので洵に無理からぬ疑問であり希望であると一應は肯づけるのであります。

然し乍ら斯様な自由經濟に對する憧憬と無反省に依る認識の不足を續けてゐて如何して刻下の非常時の經濟要ある統制違反にしても其の動機は色々ありませうが、若しも國民の間に業者との間に經濟思想が充分に普及し經濟統制の將來の見透し更に戰時經濟政策の趣旨が徹底し

て居りますなら、斯く多くの違反事件を見ないで済んだのではないかと思はれるのであります。斯様な未だに自由經濟的な考へ方の抜け切らぬ人々を統制經濟の方に向轉換せしめなければならない。之が經濟警察の過渡期に於ける第一の目的であつたのであります。

國家の持つ職能が極度に壓縮狹小化された自由主義的國家觀と申しますか「巡査と兵隊を除けば國家は零である」とか「國家財政の領域は治安と國防との經費のみである」と言ふ様な所謂「治安國家」とから「經濟國家へ」と移つて參りまして、國家の經濟活動は政府自體が國策會社等の準國家機關に依つて遂行され様とする反面、消極的方面に於ては、經濟活動の取締、制限禁止等が警察に依つて行はれ來つゝあつた事は御承知の通であつて、事變前に於ても既に國民生活の安全を期する爲には直接且つ決定的條件となつて居る物價を常に適當に維持し調節して行く必要がある。其の爲の通貨の統制策として昭和六年に金輸出再禁止が斷行され我國は其を基礎工作とする經濟統制に入つてゐる事は之亦周知の事柄であります

一一三

す。

又歐米の主要諸國に於ても直接戦争に恐威されて居ない國々が我國よりも先んじて、殊に其の統制が著しく大規模に又高度に行はれてゐるのを見ても統制經濟は言はゞ世界の大勢とも謂ふべきものであり、事變の起ると否とに拘らず早晚吾々の生活圈内に現れるものであつたのであります。其事が今度の事變に依り促進され誇張されて明瞭な形に於て示されたのであります。

且つ戦争其のものゝ影響から見ても、從來の戦争とは異り其の永續性に依る影響の範圍は廣汎であり、程度は深刻化されるので一朝一夕に之が回復は困難であり又受けた變化は凡て本質的なものである關係上、現在の組織制度が次の時代の素因となり次の時代に織り込まれて行くのであります。従つて事變の終結に依り經濟統制は多少緩和される事は想像されますが、前の自由經濟時代には復歸しないことを覺悟されますが、前と同様の組織制度が次の時代の素因となり次の時代に織り込まれて行くのであります。従つて事變の終結に依り經濟統制は多少緩和される事は想像されますが、前の自由經濟時代には復歸しないことを覺悟されますが、前と同様の組織制度が次の時代の素因となり次の時代に織り込まれて行くのであります。業者に此の認識があつてこそ、始めて現下の國策經濟に順應し得られるのであります。斯様な認識

を一層深くし凡百の困苦を克服して國策經濟の軌道に一時も早く乗つて其處に新しい活路を見出せんことを希望します。

只同じ統制經濟にしましても、平時と戰時とでは其の原理の異なる事は當然であります。例へば物價統制に就て申しますならば、平時に於きましては輸出増進を圖るための輸出品物價の低下であるとか、國民生活の安定を期するための消費品物價の低下であるとか或は生産増加を圖るための價格引上と云ふ様なことが主要目標となるであります。戰時に於きましても、之等は平時よりも一層重大性を持つ事にはなりますが、戰時に於きましては平時に於ける物資需給體制は根本的に改變されまして、其が悉く物價の激動に影響する事になりますので、其の物價變動を可及的最少限度に止めるための全努力である處に相違點はあるのであります。

前にも述べました様に統制法令の實施確保と云ふ事が經濟警察目前の唯一絶對的目的であります。従て如何にしたならば確保が出来るか、圓滑なる遂行が出来るか

と云ふ問題であります。が第一に取締の方針と致しましては出來るだけこの法令の主旨と國家がこの統制を強化しなければならぬ事情を一般に納得して貰ふと同時に關係業者の協力を得る様に馴致しなければならぬことでは國策に悖る非國民的破廉恥行為であると云ふことを理解して、喜んで國策に協力する様に馴致いたさなければなりません。之が先づ第一の方針であります。御承知の如く統制法令は施行と同時に迅速に而も確實に實施せらるべき見地より致しまして業者並に一般大衆に對する之が趣旨の普及徹底と自發的協力を得ることが最緊要事でありますので、或は業者と警察官との座談會、懇談會を開くとか又は講習會、講演會を開きまして此の方面の立場にあ

る者はお互に胸襟を開いて相手方の聲に耳を傾け、改むべき處は改め、従ふべき處は從ひ手を携へて國策の遂行に邁進する様微力ながらも盡して參つたのであります。

本島に於きましても物資物價の統制違反、配給統制違反特に需給の不圓滑なる物資に就ての闇取引は漸く盛んならんとして居ります今日、從て警察取締強化の叫ばれています今日、沟に難事とは思はれるのであります。業者自體に此の經濟戰協力の熱意がありますならば經濟警察の取締は第二義的のものとなるのであります。先頃決定を見ました物價統制大綱中に「民間團體等における自發的制裁方法」の考究と云ふ事項がありますが之も強ち高遠なる理想をのみ說いたものと云い得ないのであります。

現に「ナチス」の取締方針の如きは經濟團體の手に依る取締と、全國民的な監視に依る取締、即ち違反者の國家的社會的生活そのものに違背感を感ぜしめる様な國民道徳的な取締が第一義的のものとなつて居りまして「ナチス」黨員又は警察行政的な取締は最悪の場合にのみ行は

るゝ事になつて居ると聞いて居るのであります。

内地に於きましても從來の商業組合、工業組合等を活用して事實配合統制、規格統一價格の自肅協定等を實行して居るものも相當あるのであります。即ち組合の命令又は組合員たる業者の申告通りの適當な配合を以て品物を造つて居るか、不正な事をして品質を低下して、而も餘つた物を他にやつてはゐないか等をよく調べて、そうして工業組合の検査證を貼らないものは工場から持出しが出来ない位嚴重にやつて居りますし又一方に於きましては組合員自身が組合の定款に依つて統制に従はぬ場合には最後には除名處分をするのであります。

現在の状態に於きましては除名處分をされれば、再び其の業務に從事することは出來ないから經濟警察で僅かの罰金を科せられるよりはより致命的なものであり效果的なものであります。元來統制諸法令は其の性質上何れも早急實施を必要とする爲め、法令の完備を俟たずし實行を餘儀なくされて居る部面が尠くないのです。りまして業者がよく時局を認識して自治的統制に依つて

要はないではないか、と言ふ様な意見を吐くもののあることを聞くのであります。成程經濟の様な多岐に亘るものは官廳の力で取締ることは前にも申しました通り抑々第一義的のものではないのであります。然自治的に其の目的を達することが望ましいのであります。然し乍ら戰時經濟法令は戦時物資並に物價の調整と言ふ國家的目的達成の必要上出來て居るのであります。從て、國家存立の上から絶対に必要な事であります。

從て自治的統制に依つて充分勵行せられないものがあります場合に、其等をあくまでも勵行する趣旨で經濟警察と言ふものが設けられたのであります。其れと自治的統制と相俟ち兼ね合つて目的を達成することに相成らなければならぬものと存じて居ります。

第二の問題と致しましては、取締の目標は知情悪質なる違反に當然置かるべきであると云ふことであります。即ち各種商工業者は久しく自由なる經濟取引を許されて居つたのであります。其の實力によつては巨利を博することも出来て居つたのもあります。

一六

其の目的を完遂する必要が非常に多いのに鑑みまして臺北州下各郡署の管内に業態別の組合を造ることを懇意いたしまして、現在まで約三百の組合が形成されて居るのであります。

之等今回新しく出来ました組合及同一目的の下に置き換へられた從來の組合は今までの組合とは全然異つた使命を持つものであることに考へ及ばなければならぬのであります。と申しますのは從來の組合は組合員の利益擁護が主たる目的で其の爲に直接國策に副ふと云ふが如き事は寧ろ第二義的のものですが、今回の組合は寧ろ第一義的には經濟國策に願應して國家の物資統制、物價の調整配給の圓滑等を圖る、言はゞ國家的機關であると言ふことに重點が置かれて居なければならないのであります。即ち公利公益を指導精神に入れて立直らなければならぬものなのであります。そこで同業組合其他完全な統制を行ひ得る團體を作りまして之等の團體自體又は團體の理事者に相當大きな権限が與へられるならば目ざはりな經濟警察のみが全面的に第一線に働く必

人に先じて何か人のやらぬ事をやつて儲ける、買占めをして高く賣ると云ふやうな事が經濟界に活動してゐる人々を貰く商賈道の指導精神であつたのであります。然るに急に強度なる統制に出會ひまして一方、法規の不知不馴れの爲め、惡意なくして法に觸れるものあり他方、巨額なる投資をした事業の手控へ、原材料の不足其他に依つて其の困惑の情、察するに餘りあるものもあつたのであります。然して、經濟統制実施の過渡期に於きましては自己の行爲と國策遂行上の障害との關係を思ふ暇なく違反を敢へてするに至つたものも専くないと思はれるのであります。

其れ故、具體的に各種の事情を省察致しまして、このデリケートな關係を洞察致しました上、質すべきは厳に質すればども國家の温情にも充分沿せしめ恩威並び行様導いて行きたいと念願し續けて來たのであります。

然し乍ら此の恩に馴れ當局の意を汲まずして敢て違反する者が漸く多きを加へるに至りましたので、之等に對

一七

しましては断乎たる態度を以て臨み小なりと雖も假藉せざる方針を探らねばならなくなつた事はかへすぐも遺憾に存する次第であります。本島は内地とは其の種に客觀的事情を異にして居りますので大阪、岡山等に於ける禁錮事件の如き悪質、且重大犯は尠いのであります。法の不備欠陥を覗ひ取締の温情に馴れまして漸く知情犯の増加しつゝある事は洵に嘆かはしき次第であります。即ち從來の墮勢にも困るのであります。が營利至上觀念の下に育成せられました一部の奸商にあつては法令違反を知りつゝ當局より警告を受ける點は不知を装ひ、或ひは加算計算の下に違反を敢て爲す等、いとふべき違反事例が見受けられる。情勢にありますので、指導誘掖に努力する反面惡質なる犯罪に對しましては断乎制裁を加ふるの已むなき狀態に在るのであります。特に物價取締の強行後は受ける利益の限界に制限ありと稱しまして、之が對策として品質の低下を圖り、又は量目を減少して出来るだけ多額の利潤を貪らんとする傾向顯著なるものがあるのです。

に育成せられました一部の奸商にあつては法令違反を知りつゝ當局より警告を受ける點は不知を装ひ、或ひは加算計算の下に違反を敢て爲す等、いとふべき違反事例が見受けられる。情勢にありますので、指導誘掖に努力する反面惡質なる犯罪に對しましては断乎制裁を加ふるの已むなき狀態に在るのであります。特に物價取締の強行後は受ける利益の限界に制限ありと稱しまして、之が對策として品質の低下を圖り、又は量目を減少して出来るだけ多額の利潤を貪らんとする傾向顯著なるものがあるのです。

家安危の分るゝ所と御考へ頂きました進んで銳後國民としての光榮ある責任を完ふされん事を希ひ願ふものであります。

申すまでもなく、經濟界の動きは微妙であり思はざるに一波は萬波を生むものでありますので經濟警察官に對しましては業者に對す接遇上誤りなきを期するは勿論、從來勤もすれば警察は恐い所だと云ふ觀念から敬遠せられて居つた様な傾きもないではないのでありますので、其査取縮に當つては苛察に至らざる事を嚴に戒しむるばかりでなく、經濟警察を通じて與ろ時局下警察全體の信頼を高めるべく努力しつゝあるのであります。勿論多くの警察官の中には其の眞意を理解せざる者もないではないのであります。のみならず御承知の如く經濟警察は其の機構が擴充整備され、名實共に整つて積極的に活動を開始致しましたのは本年に入つてからでありますので、警察官自體に於ても未だに不馴れな點が多く從て警察自體に於きましても深く自己反省を致さなければならぬ點を多く認めるのであります。が、從來の警察に對する莫然たる、何となく接し難い氣持が先入觀となつて、

例へば最近調味料「味の素」の品種に因りまして類似の調味料の賣れ行きが好調になりましたので品質をおとし片栗粉、食鹽等を多量に混入し居る事實を分析試験の結果發見致したのであります。即ち「味の乾」「富貴味素」「調味の素」等には四七%乃至五二%，即ち約半分の食鹽を混入して鈴木商店發賣の「味の素」と略々同値で販賣致して居つたものもありまして、目下、調査中に屬するもの等が在るのであります。

又暴利販賣に對する戒告處分に就きましても當局は極めて慎重なる態度をしてごく惡質なるもの以外は説諭に止めて居つたのであります。が、戒告は體刑處分でもなければ罰金刑でもないとの理由の下に之を輕視するやの風潮があるとのうわさを聞いて居るのであります。が、當局は戒告處分は統制に悖る非國民的破廉恥行爲に對する燒印と考へ、重大視してゐるやうな譯であります。が、一般業者に於かれましても當局の意のある處を十分汲ませまして私利私慾の奴隸となり國禁を犯し官の戒告處分を受けるが如きことは、此の上もない不名誉であると自觉されるは勿論經濟統制就中物價統制政策の成否こそ國

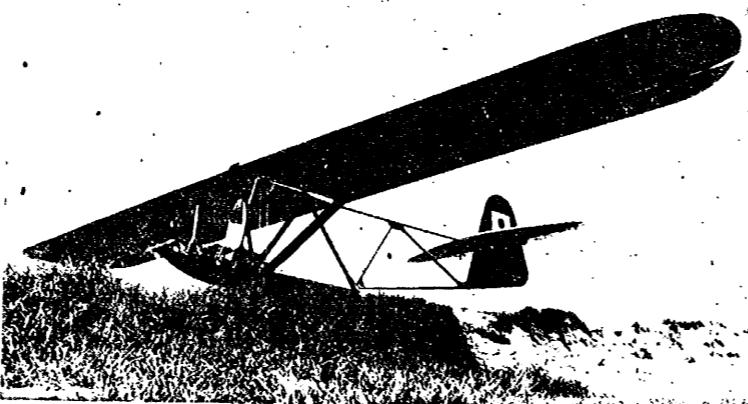
又殊に今まで自由營業であつたものが突然警察の取締を受ける様になつた爲に、例へば「價格を物品の見易い部分に記載し、店頭に掲示し其の他容易に之を了知し得る方法を以て表示すべし」と云ふ暴利取締令の要求に基いて、一寸した正札に就ての注意を行つても非常に強く響く爲か、僅かの注意に就いても之を針小棒大化し、警察が如何にも沒常識な無理な取締を爲すかの如き事を公然と云ひ放つ者もある事を聞くのであります。が、中には之等の言動が取締の牽制等の爲に漫然と爲される場合のある事を知つて沟に遺憾に存じ居る次第であります。取締の任に在る者としては、この新しい事態に則應致しまして國家の指さす方向に業者並に一般大衆を向けんとして、指導に査察に或は取締に微力ながらも全能力を傾げます。と申しますのはこの過渡期の混亂と磨擦とを出来るだけ少くする爲には進んであらゆる方面に官民相互の理解を進めて行くことこそ最緊要事であると確信致し居る

(續く)

グライダーと航空

二〇

遞信部航空課



グライダーと云ふものについては、既に大部分の諸君は見たり聞いたりして大體の事は御存じと思ひます、それに委しくは紙面の關係で説明することも出来ませんから、その原理を簡単に申上げることに致します。一口に云へば、グライダーとはプロペラのない飛行機と考へることが出来るのでありますて、これを操縦する船は全く飛行機と同様で空中を飛行する原理に於ても飛行機と大差ないのであります。元來、航空機が空中を飛行するのに、これが空中に浮んで居られる理由に静的に浮いてるものと動的に浮んで居るものとの二つがあるのであります。静的とはデッとして居ても浮んで居る、即ち飛行船の場合のやうなもので、これは御承知のやうに空氣より軽い水素とかヘリウム等のガスの力で浮んで居るのであります。然るに飛行機はもう一つの方の動的に空中に浮

ぶものに屬するのでありますて、これは空中を動くことによつて起る翼にうける風壓の力で空中に押し揚げられるのであります。この力を空氣の揚力と云ひますが、飛行船の場合は船の浮くのと同じやうに浮力によつて浮ん云ふことを言ふ人がありますが、これは揚力と云ふ言葉を使ふのが正しいのであります。それで飛行船のやうなものは空氣より軽い航空機、飛行機の如きものを空氣より重い航空機と區別して申して居ります。で、この空氣より重い航空機は動的に浮くのであるから、空中にデッとして居ることは出來ない。どうしても常に空中を動いて居て空氣の揚力の起るやうにしなければならないのであります。グライダーも固より空氣より重い航空機であります。ことは申すまでもないことであります。

所で、飛行機にはこのやうに空中を動くために動力即ち發動機と云ふものが必要であります。發動機によつてプロペラが廻され、プロペラが空氣を切ることによつて飛行機が前進し、そのために起る風の力、即ち空氣の揚力が飛行機を空中に支へて呉れるのであります。そして、その動き方も、飛行機が他の乗物より速いことによつてわかるやうに、非常に速いことを必要とするのでありますて、これは飛行機によつて一定ではありませんが、この速度がある限度以下に少くなると、遂に揚力は機體の重量を支へ切れなくなつて、墜落と云ふ結果になります。この事が飛行機に於て、最も重大な事柄でありますて速度と云ふことは絶對的必要なものなのであります。

そこでプロペラのないグライダーがどうして空中を飛行出来るかと云ふ問題になりますが、これも前に云つたやうに飛行機と同様、空氣の壓力によつて起る揚力を利用してゐるのであります、所が、發動機をもたぬグライダーがどうして動的にこの力を得ることが出来るのか、その原動力は何かと申しますと、それは地球の引力、即ち重力を利用してゐるのであります。重力は垂直に働いて機體を真直ぐ下方に引き降ろさうとしますが、その力を斜下前方に働くやう、機體の設計と操縦によつて、前進力に換へる、委しく云へば即ち重力の

分力を利用して飛ぶのであります。それでありますから、グライダーはひとりで水平飛行は絶対に出来ない、水平よりある角度下方に向つて飛ばなければなりません。云ひかへればグライダーは常に下降飛行をする飛行機なりとも云へるのであります。飛行機で云ふ空中滑走をしてゐるのがグライダーで、重力を利用して空中を斜に滑つてゐる即ちグライディングをやつてゐるのであります。グライダーと云ふ名のある所以であります。飛行機でも着陸する時とか、高度を下げる時には、発動機の廻轉を止める位に少くして殆ど発動機は働いてゐないのであります。飛行機で云ふ名のある所以であります。飛行機でも着陸する時とか、高度を下げる時には、発動機の廻轉を止める位に少くして殆ど発動機は働いてゐないのであります。飛行機も発動機が停止してはそのまゝの飛行は繼續出来ない。しかしグライディングは出来るから心配はいらないのであります。たゞグライディングでは、そのまゝの高度は保持は出来ないこと勿論であります。飛行機の發動機が止つてしまつたやうな場合も同様であります。飛行機も発動機が停止してはそのまゝの飛行は繼續出来ない。しかしグライディングは出来るから心配はいらないのであります。たゞグライディングでは、そのまゝの高度は保持は出来ないこと勿論であります。飛行機も発動機が停止してはそのまゝの飛行は繼續出来ない。しかしグライディングは出来るから心配はいらないのであります。たゞグライディングでは、そのまゝの高度は保持は出来ないこと勿論であります。

して、その高度に應する下降角度以内に於ける地域に對して、その高度に應する下降角度以内に於ける地域に對

下降旋回飛行をつゞけるのであります。さうすると、實は旋回下降飛行をやつてゐるのであります。前にも云つたやうに、グライダーは滑下角度も小さく、機體も飛行機よりズッと軽いので、沈下速度が少いから、その空氣の上る速さの方が沈下速度より大きいときは、むしろ押し上げる上昇氣流の方が勝つてグライダーはグラン／空氣と共に上昇して行くのであります。かう云ふ時には長時間の飛行や、グライダーでも高度飛行さへ出来るのであります。

グライダーの飛ぶ理由は大體かう云ふ譯のものであります。グライダーと雖も、ある限度までその滑空速度が低下すると、早や空中にそのまゝの姿勢で支へられて居ることが出來ない、即ち墜落は免れないのです。それは一に操縦如何によるのであります。世の中には、グライダーは發動機がないから心配がないとか、すぐ誰にも飛べるだらうと考へたり、フワリ／＼といかも氣持よささうに飛んで居るのを見て、自然に浮いてゐるわけのない乗り物のやうに思ふ人が少くないやうで

して、下降飛行が出来るのであります。この時強いて水平飛行の姿勢を保たうとしますと、前にも云つたやうに前進速度が減少し遂に墜落するに至ります。この理屈はグライダーに於ても同じであつて、グライダーがひとりで飛んで居る時は常に下降飛行をしてゐるのであります。しかし、グライダーでは、飛行機よりもズッと軽いのと、色々設計上その下降する角度が飛行機よりも少くてよいやうに出来てゐるので、同じ高度からでも地上に到達するのに、飛行機よりは長い時間、長い距離にまで飛行をつゞけることが出来るのであります。けれども飛行機のやうにひとりで勝手な所に自由に飛べるものでは決してないのです。たゞ／＼上昇氣流と云つて、上方にどんどん吹き上げてゐるやうな空氣の中にありますと、その空氣に乗つて高度が昇ることがあります。飛行機でもかうした氣流に出喰すと押し上げられるものであります。グライダーではかう云ふ氣流が望む所であつて、一度さう云ふ所を見つけたら、なるべくそれから外に出ないやうにして、その中で

すが、さうした考へは全然誤つて居るのであつて、空氣より重い航空機と云ふことの意義は充分承知してゐなければならぬのであります。合理的に取扱へば決して危険ではありませんが、飛行機が發動機の故障に基く事故の多いと云ふ印象から、發動機がないと云ふ事に理由のない安心をして、グライダーの操縦上の輕視をすることは嚴に慎むべきことなのであります。

さて、グライダーは幾度も云つたやうに、動力をそなへて居ないのでありますから、初めから地上より飛び立つ力は自分自身には全然ない譯であります。それで、これにはどうしても最初他力でからねばならないことがあります。即ち何か他の力でこれを出發させてやらなければならぬのであります。これがためには、風をあげるのと同じ理屈で、長い索をつけて自動車で引つぱつたり、飛行機で引つぱつたり、或は人の力で引つぱつてやつたりしたりしなければなりません。飛行機や自動車を使ふことは簡単に參りませんから、普通は人が引つぱつて空中に浮くだけの前進力をつけてやりますが、この人

がたゞ引つばつて走った位の速さではなか／＼いくらグラライダーでも浮き上がるものではありませんので、ゴムの力を利用致します。太いゴム索を大せいの人で引つばつて急にグラライダーをはなすと、丁度パンコのやうにしてグラライダーがはじき出されます、そしてその時の勢いで得た速力によつて機體は浮き上るのであります。かうして飛び出した時、その位置が山頂のやうな初めから高い所であれば、その高度丈けの降下滑空即ちグラライダグが出来るのであつて、若しその途中上昇氣流にうまく遭遇すれば、更に高く飛ぶことや、長く飛ぶことが出来るのであります。しかし、平地であれば、丁度そのはじき出された高度以上にはどんな上手な人でも上ることは出来ないのであります、そのゴム索のはづれた高度からは常にグラライディングをしなければならぬのであります。からして、理屈に合つたやうに操縦し、グラライダーは常にグラライディングするものなりと云ふ原理を忘れず、教官の云ふことを厳正に遵守して練習をして居れば決しておちるものでないまゝして、危険なもので

これからタラウイターに運を操縦者を加へると丁度最少限三人の人数がいる勘定になります。云ひかへると、最少限これだけの人数がそろつてゐなければグラライダーは飛ばせることが出来ないと云ふことになる譯であります。

それで、通常はこれだけの人達が一組になつて交代に次々と操縦者の位置に坐り練習するのでありますから、かりに十三人の組とすれば十三回飛行しても各人はたつた一回しか乗れないと云ふことになる、云ひかへれば、自分が一回飛ぶには十二回他の人のために働かねばならぬと云ふことになるのでありますし、この點でグラライダーレを練習すると云ふことは樂ではないのであります。餘程このお互ひに人の爲めに働くと云ふ犠牲的精神が旺盛で、一組になつた人達が團結協同する精神にみちく、號令一下一體となつて行動すると云ふ規律ある訓練が出来て居ると云ふことが肝要でありますし、個々の力がぐれて居ても、この團體的の力が出来て居なければグラライダーと云ふものはやつて行けないのであります。この事がグラライダー訓練の非常な特質で、一面グラライダーが

もなく不思議なものでもないのです。飛行機のやうな發動機の爆音もなくて誠にグライディングは爽快なものであります。しかし、グライダーは發動機がないから先にも言つたやうに普通人の力で引つばらねばならぬ。即ち出發の爲めに非常な人手がかゝる、骨が折れる譯であります。普通引つばるのには、前方へ二本のゴム索を用ひ、これを兩方に夫々五人以上の人気がついて引くのであります。それだけにどうしても最少限十人の人を要します、それ以下の人数では力が不足して實際には困難であります。それから、このゴムが充分張り切るまでグライダーを動かぬやう地上にとめておくのですが、丁度よい時期に之をはなしてやる役目をする者が一人いるこれは地上で機體の尾部の後方に居つてこの仕事にあたるのであります。それに、グライダーは重量其他の關係で御承知のやうに飛行機のやうな着陸裝置の車輪がありません、それで地上に置いた時には横に傾いて倒れてしまふから、出發までこの機體を横の方から水平にささへてやる翼端保持の助手がもう一人必要であります。そ

推賞且つ獎勵されて居る有力な理由の一つであるのであります。この意味で、特にグライダーをやうとする人は、道心堅固にして萬難を排して精進すると云ふ仕事に對する熱誠がなければなりません、それに、かうした教育には、同時に始めて人により技術に優劣の生ずるのは止むを得ぬ所で、それが目前に何人の前にも顯著に現れてしまふものであります。さうした場合、自分がうまく行かぬと云つて悲觀したり、或は甚しきに至つては自棄的な行爲に出て全般の統制を棄すやうな不心得者であつては断じてならぬであります。そして、それが唯一人や二人の集りではないであつて、前にも云つた通り最少限十三人と云ふ人がそろつてからした人達でなければならぬのであります。その上、人間には色々個人的にも事故があるもので、その日の練習に缺席を餘儀なくされる場合があるものである。さうした場合、十三人では缺員を生じてやりにくくなるので、實は充分とは云へません、どうしても十五人乃至十七人位の人數をそろへる

必要があるのであります。

そこで、グライダーを始めるにはこの人をそろへる云ふことがなか／＼の難問題なのであります。グライダーは流行ではない、眞面目に研究し、或はスポーツとして體得しようとする、航空に對する愛國的熱誠を以て臨む人達の集りでなければ、成果を挙げ得ないと云ふことは私の從來の經驗からも斷言し得る所であります。この爲めには、學生がその學校を中心として組織をもつと云ふことが一番よいと考へます、又、グライダーそのものの練習の性質から云つても、學生は質がそろつて居り、前述の要求に對して丁度よい條件をそなへて居ると考へられるのであります。既に社會に出た人達では、勤め先が違つてゐるとか色々な理由で、これ丈りの人数をそろへるのは容易でなく、且つ終始一同が足並をそろへて行くと云ふことは、實際に於て一層困難なことであります。事實、學生であつても、一校でまとまつた人數がそろはなかつた爲め、二つの學校を合同させて見たこともありましたが、學校が別ではどうしても足並がそろは

ダ一部の組織を有する中等學校は、本年二月末飛行協會の調査によれば百五校に達して居り、その中には女學校さへ一校數へられます。しかし、この數は決して多いと云ふべきではありますまい。

私は、私自身が飛行界にあこがれを持ったのが中學生時代であります。それから飛行機に自ら乗り出してから既に二十年になりますが、當時の中學生と航空とはおよそ縁遠いものであつて、一冊の飛行機に關する書籍を手に入れるのも容易でなかつたのであります。その頃を顧み、今日は恵れて居ると思ひます。しかし、私は、學生全部を航空に志すやう、或は飛行家になれとお勧めするのではない。スポーツとして航空にたづさはることの出来る今日のこの好機に、一人でも多く前述の如き愛國の熱情を以てこの道に親んでいたゞき度いと希ぶものなのであります。そして、自ら、將來その道に進むと進まるに拘らず、航空日本のため相共に少しでもその向上みばかり、かつ世人の尊尊につくしていたゞき度いと思ふものであります。

航空に強き國こそ眞に世界の強國であります。このことは平戦兩時に通用する忘れてならぬ言葉であると確信します。今日、歐洲の天地に、戦はずして勝つてゐる友

二六

ないので、結局は挫折してしまつた経験さへももつて居ります。で、どうしても學生が自分の學校を中心として組織し、一系亂れる團結協同を基として行くことが必要であると痛感するのであります。それに、たゞ一時の流行を追ふやうな氣持の深薄な分子はどこまでも排斥しなければなりません。

それで、私は中等學校生徒が、これに對し丁度よい條件をそなへた人達だと思ふのであります。學生航空も、今日では戰線にまで立つに至り相當な成果を認められ、益其方面への將來に期待すべきものがありますが、中學生では飛行機はまだ少々早い。しかし、グライダーなら丁度よいと思ふのであります。それに、グライダーは價格も安く、飛行のためにガソリンを要せず、立派な飛行場がない所でも練習は出来るのでありますから、經費其他の點から見ても實行し易く、最も普及性があるのであります。

最近、文部省でも中等學校にグライダーを普及させる云ふ方針らしく思はれます、内地では、既にグライ

邦ドイツの威力とは何であるか、それは世界に比肩するものなき強力の空軍であると斷言してもよいであります。二十年前敗戦國の位置に立たされたドイツがどうしてかくなつたかと云ふことは、私共の充分考へなければならぬ所と存じます。大戰後、ドイツは飛行機の使用にさへ制限を加へられたのでありますたが、よしそれならば發動機のない飛行機で行かうと、苦心研鑽發達せしめたのが今日のグライダーであります。そして製作、飛行の兩方面に異状な發展をとげ、グライダーは全ドイツの津々浦々にまで普及したことは諸君も或はお聞きになつたことゝ存じますが、これが今日のドイツの潛勢力でないと誰が云へませう。爾來この勢で、漸次民間航空の充實發展を圖り、臥薪嘗膽、今日の航空ドイツを養つて來たのであります。ヒットラー總統一度起つて軍備制限撤廢を呼び空軍再建を宣言するや、忽ちにして今日の偉大なるドイツ空軍が生れ出たと云ふことは、何によるかと云ふ事を深く考察すべきであります。一國の航空を論ずるのに飛行機の數のみを徒らに數へるのは眞の見方とは、云ひ難い、必要なのは人であります。最近の新聞で傳へられたイタリー、ムツソリーニ首相の「我に十萬の直に戦場に赴ける操縦者がある」との豪語こそは正に痛快な

二七

事務官企畫部長

昭和十四年八月一日現在

終りに臨んで、臺灣のグライダー界を顧みますと、臺南の高等工業學校は早くからグライダーの研究部を創設し、次に臺北の高等學校がグライダー部を作り共に練習をはげんで今日に及んで居ります。臺北高等商業も一時練習を開始したことがありましたが、中途挫折してしまつたのは残念の至りであると思ひます。中等學校方面では、臺南州が州當局の熱誠なる指導により断然早くよりこの道に進み、よく成果を收めて居りますが、最近高雄州下にもその組織を見るに至りました。又、花蓮港中

スキー、スケートの如きスポーツを持つことは不可能であります、が、グライダーこそは是非野外の運動として興隆せしむべきものだと考へられるのであります。特に、グライダーは團體的訓練であつて、先にも申しました通り、精神的、體育的の教化に大きな效果があり、且つ帝國航空發展の爲め如何なる重要意義を有するものであるとかと云ふことを深く再認識したならば、率先してその盛大を圖るべきだと考へるのであります。斯道の爲め切に諸君の御奮起を希望して止みません。

含蓄を有して居ると思ふのであります。

学校に於てもその計畫が進められて居り、漸次各地に及ばんとして居ることよ喜しいことだと存じ、是非更に大大

郡		張稅 所務 長出	警內事務										臺北州
守		宜	外刑保警高部勸教地部調稅					務事					
羅基淡七		蘭	事安務等長業育方長停務					事					
六	六	七	五	六	七	七	六	三	七	六	四	三	一
五	六	六	八	四	九	六	八	五	八	六	四	三	等
九	竹	尾	久	島	井	高	黑	濱	江	西	島	德	豐
木	中	山	保	海	原	橋	澤	崎	村	永	澤	森	小
末	憲	義	庄	太	敏	秀	平	花	良	德	治	秀	花
次	郎	二	太	夫	之	良	入	郎	靜	俊	治	夫	澤
郎	二									傳	亮	吉	昇
內知			警察署長		助市同助市								
務事		新	役尹		役尹								
地部調稅		竹	同基		同臺								新海文蘇
方長停務		州	臺北		北								莊山山澳
五	三	七	六	三	七	七	五	七	五	五	二	一	六
六	四	六	七	等	八	七	六	五	七	五	六	一	五
日藤田波多野		原	黃三伊水		渡橫古石		田中井		山古屋		水野		泥小野
下淳信		信	田宅東野		橫山		中石		中井		谷崎		谷
知事		臺	陸四郎正雄		增雄		增雄		鬼		龍		榮治
事		臺	增雄		增雄		增雄		鬼		猪		刀榮
事		臺	大苗竹		竹大桃		中桃		中桃		桃		警務
事		臺	同新		同新		同新		同新		同新		警務
事		臺	竹		竹		竹		竹		竹		警務
事		臺	湖栗南東溪園		園		園		園		園		警務
事		臺	七五		七五		七五		七五		七五		警務
事		臺	七九		七九		七九		七九		七九		警務
事		臺	張吉		真山林熊		熊北		官崎		官崎		警務
事		臺	吉田		藤下		熊谷		吉森		吉森		警務
事		臺	水		雅若松		若松		茂		茂		警務
事		臺	蒼		省		旭		三		平		警務
事		臺	松岡		一衛		一衛		一衛		一衛		警務

油に鍛へよ
興亞の夏だ

汽 車 貨 往復 割引
簡易保険無料休憩設備

交通局 鐵道部 溫信部

▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ 澳外南基淡桃南崎通大安壽哨 方察ケ	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ 高三喜辨臺東ブール 底澳澳隆水園濱頂霄安平島頭 美崙樹岬	入場券ハ郵便局ニ
----------------------------------------	----------------------------------------------------	----------

<p>助市 郡 張稅所務 駕內知 役尹 同高 守長出 務務事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>恒東潮屏旗鳳岡</td><td>屏</td><td>高部勸教地部課稅</td></tr> <tr><td>春港州東山山山</td><td>東</td><td>務等長業育方長停務</td></tr> <tr><td>七五七六七七九六</td><td>六</td><td>七七四五六五三六二</td></tr> <tr><td>九四七五七七九六</td><td>五</td><td>八九六六五五四三六六等</td></tr> <tr><td>酒宗西澗畠山米古五</td><td>秋</td><td>淵久加玉星土江高赤</td></tr> <tr><td>井藤元田中田山山野</td><td>山</td><td>武藤真野光濱堀</td></tr> <tr><td>大坂重市竹耕泰靜</td><td>敬</td><td>忠猛重鎮昌鐵</td></tr> <tr><td>蘆陸一勇藏三郎造治輝</td><td>治</td><td>彦彦喜力之吉</td></tr> </table>	恒東潮屏旗鳳岡	屏	高部勸教地部課稅	春港州東山山山	東	務等長業育方長停務	七五七六七七九六	六	七七四五六五三六二	九四七五七七九六	五	八九六六五五四三六六等	酒宗西澗畠山米古五	秋	淵久加玉星土江高赤	井藤元田中田山山野	山	武藤真野光濱堀	大坂重市竹耕泰靜	敬	忠猛重鎮昌鐵	蘆陸一勇藏三郎造治輝	治	彦彦喜力之吉	<p>稅務務務長 菅勤庶務 駕內知 花蓮港廳 駕勤庶務 駕內知 關新臺山港東 駕勤庶務 駕內知 六五六四三三六四七三三</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>佐野劉福島安太</td><td>木下孝德</td><td>山下益治</td></tr> <tr><td>東釜石土高田渡居有喜太達美逸恒太夫水人</td><td>亥之吉</td><td>卯吉常廉</td></tr> </table>	佐野劉福島安太	木下孝德	山下益治	東釜石土高田渡居有喜太達美逸恒太夫水人	亥之吉	卯吉常廉	<p>臺灣總督府臨時情報部 昭和十四年八月九日印行 (月三回發行) 台北市榮町二丁目十五番地 印刷人 加藤豊吉 印刷所 小塚本店印刷工場</p>						
恒東潮屏旗鳳岡	屏	高部勸教地部課稅																																				
春港州東山山山	東	務等長業育方長停務																																				
七五七六七七九六	六	七七四五六五三六二																																				
九四七五七七九六	五	八九六六五五四三六六等																																				
酒宗西澗畠山米古五	秋	淵久加玉星土江高赤																																				
井藤元田中田山山野	山	武藤真野光濱堀																																				
大坂重市竹耕泰靜	敬	忠猛重鎮昌鐵																																				
蘆陸一勇藏三郎造治輝	治	彦彦喜力之吉																																				
佐野劉福島安太	木下孝德	山下益治																																				
東釜石土高田渡居有喜太達美逸恒太夫水人	亥之吉	卯吉常廉																																				
<p>助市 郡 張稅所務 駕內知 役尹 同高 守長出 勸教地部課稅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>臺東廳</td><td>臺東廳</td><td>臺東廳</td></tr> <tr><td>七七八</td><td>七七八</td><td>七七八</td></tr> <tr><td>六六七</td><td>六六七</td><td>六六七</td></tr> <tr><td>佐木那須治</td><td>佐木那須治</td><td>佐木那須治</td></tr> <tr><td>下孝德</td><td>下孝德</td><td>下孝德</td></tr> <tr><td>亥之吉</td><td>亥之吉</td><td>亥之吉</td></tr> </table>	臺東廳	臺東廳	臺東廳	七七八	七七八	七七八	六六七	六六七	六六七	佐木那須治	佐木那須治	佐木那須治	下孝德	下孝德	下孝德	亥之吉	亥之吉	亥之吉	<p>稅務務務長 菅勤庶務 駕內知 花蓮港廳 駕勤庶務 駕內知 關新臺山港東 駕勤庶務 駕內知 六五六四三三六四七三三</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>林里蓮七</td><td>鳳玉花</td><td>守花</td></tr> <tr><td>七七六</td><td>七七六</td><td>七七六</td></tr> <tr><td>六六四</td><td>六六四</td><td>六六四</td></tr> <tr><td>南今田</td><td>南今田</td><td>南今田</td></tr> <tr><td>村安治</td><td>村安治</td><td>村安治</td></tr> <tr><td>南萬</td><td>萬</td><td>萬</td></tr> </table>	林里蓮七	鳳玉花	守花	七七六	七七六	七七六	六六四	六六四	六六四	南今田	南今田	南今田	村安治	村安治	村安治	南萬	萬	萬	<p>臺灣總督府臨時情報部 昭和十四年八月九日印行 (月三回發行) 台北市榮町二丁目十五番地 印刷人 加藤豊吉 印刷所 小塚本店印刷工場</p>
臺東廳	臺東廳	臺東廳																																				
七七八	七七八	七七八																																				
六六七	六六七	六六七																																				
佐木那須治	佐木那須治	佐木那須治																																				
下孝德	下孝德	下孝德																																				
亥之吉	亥之吉	亥之吉																																				
林里蓮七	鳳玉花	守花																																				
七七六	七七六	七七六																																				
六六四	六六四	六六四																																				
南今田	南今田	南今田																																				
村安治	村安治	村安治																																				
南萬	萬	萬																																				

報部

昭和十二年九月二千日第三種郵便物認可

月

一

日

発行

)

第

七

号

